

住民税・所得税の確定申告について

▶問合せ 税務会計課住民税係 ☎25-3262

住民税の申告と所得税の申告相談を、2月16日から3月15日(土日祝日を除く※)に、役場1階会議室で行います。また、住民税申告の出張窓口を下記の日程で行いますのでご利用ください。※休日申告を3月3日(日)に開催します。

会場	昭和村役場 1階会議室 ※群銀ATM周辺駐車場をご利用ください。
日時	2月16日(金)～3月15日(金) 午前9時～11時30分、午後1時～4時 ※3月3日(日)は休日受付を行います。

住民税申告の出張窓口			
午前9時～11時、午後1時～3時			
日時	受付	対象地区	会場
2月20日(火)	午後	永井	永井住民センター
2月21日(水)	午後	入原	入原公民館
2月22日(木)	午後	川額・橡久保	地域活性化センター
2月26日(月)	午後	森下	地域活性化センター
2月27日(火)	午後	貝野瀬・生越	貝野瀬構造改善センター
2月28日(水)	午後	中野・長者久保・大河原・追分・赤谷	大河原住民センター
2月29日(木)	午後	赤城原・松ノ木平	赤城原区民館
3月1日(金)	午前	吹張・宿	昭和村役場 1階会議室
	午後	中宿・中内出	
3月4日(月)	午前	常木・滝寺	昭和村役場 1階会議室
	午後	南内出・上内出	

利用者識別番号の事前取得について

役場の申告会場において確定申告をされる方は、利用者識別番号が必要となります。昨年役場で確定申告をし、利用者識別番号を取得されていない方には通知を発送しました。まだ取得されていない方や役場で確定申告を希望される方はお問い合わせください。

混雑緩和のため事前取得にご協力をお願いいたします。

住民税(村県民税)の申告が必要な人

令和5年中に所得があり、令和6年1月1日現在、昭和村に住所がある方。ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をする方。
- ・年末調整が済んでいる給与所得のみの方。
- ・公的年金等にかかる所得のみの方。

(注)扶養控除、障害者控除、医療費控除などの所得控除を追加・変更する場合は申告が必要です。

申告の際に必要なもの

- ・マイナンバーカードもしくは通知カードと本人確認書類(免許証など)
- ・利用者識別番号の分かるもの
- ・所得の証明となる資料(給与・年金の源泉徴収票、収支内訳書など)
- ・国民年金などの社会保険料控除証明書
- ・生命保険や地震保険などの控除を受ける人
→保険料控除証明書
- ・医療費控除を受ける人
→個人・支払先ごとの医療費がわかるもの
- ・障害者控除を受ける人
→障害者手帳・療育手帳など

役場で受付できない確定申告

次の申告については役場で受付できません。税務署への提出をお願いします。

- ・青色申告
- ・消費税申告
- ・土地や家屋および株式の譲渡所得(農業委員会のあっせんを除く)
- ・仮想通貨の申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除
- ・過年度申告(過去の年度の申告)

その他

農業所得や営業所得の申告をされる方は、収支内訳書の作成が必要です。収入金額および必要経費をご自身で計算のうえ、計算根拠がわかるように準備してお越しください。

出張窓口を開設中の期間は、役場の特設窓口が非常に混雑いたしますので、ご注意ください。